

### 【指摘事項】

(入居率低下の分析の必要性と今後の対応について)

この公舎の入居率が平成 23 年 3 月末で 56% と低い理由は、女性専用の 1 号公舎の入居率が 44% と低いことによる。2 号公舎の入居率は 83% であり、ますますの利用状況となっている。特に女性専用公舎について、手形住吉公舎同様、低入居率の原因調査が必要である。また、女性専用という特殊な用途については、その必要性についても検討する必要がある。公舎に入居している県職員だけではなく、住宅手当を選択して個人で民間マンション等を借りている職員についてもアンケート等による調査を行い、この公舎が県職員に必要とされているのかについて調査、状況の把握を行う必要がある。民間にも女性専用の賃貸マンション等は存在し、県職員には住宅手当の支給を受けるという選択肢も与えられているのである。そもそも、女性限定という特異な公舎であるのになぜ入居率が低いのか。そもそも利用者希望者の絶対数が少ないのではないか。女性限定であるが故に今後も入居者が見込まれるという判断をもって継続保有にするのではなく、十分なニーズがあるのかといった視点から継続保有の是非を検討すべきである。今後も利用が 50% を下回るようなニーズしかないようであれば、公舎の統廃合や売却等も視野に入れた利活用の方法を探るべきである。

### (7) 岩見ダム公舎（6 棟）

公舎管理者	建設交通部長（秋田地域振興局長）
所在地	秋田市河辺和田
建築年	昭和 53 年
構造・間取り	RC 構造平屋建・3DK
公舎料（月）	11,544 円（73.71 m <sup>2</sup> ）、9,672 円（61.56 m <sup>2</sup> ）
現況	 <p>当公舎は、ダム管理事務所世帯用公舎であるが、現在入居者はいない。住宅街の中にあり、近くには河辺体育館や市民センターがある。和田駅も近く徒歩で 5 分程度の立地である。</p>

											
	<p>昨年の大雪で玄関屋根の一部が崩落している物件があったが、規制線が引かれているのみであり撤去等はされていない状態であった。また、家の前のフェンスも朽ちかけていた。年に数回は見回り等を行っているとのことであるが、一目で廃墟とわかるような状況からすると管理状況は芳しくはないと言わざるを得ない。</p>										
入居状況	<p>過去5年間の入居率推移は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="504 893 1341 990"> <thead> <tr> <th>H19/3</th><th>H20/3</th><th>H21/3</th><th>H22/3</th><th>H23/3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33.3%</td><td>16.7%</td><td>16.7%</td><td>0.0%</td><td>0.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>近年は廃墟の状態である。</p>	H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3	33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%
H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3							
33.3%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%							
利活用等の方針	平成21年度より入居不可となっている。現在、測量を始めており、平成24年度に処分の予定となっている。										

### 【指摘事項】

(早急な処分の実行の必要性について)

平成24年度に処分予定の物件である。長期間未使用の状況であり、利活用の方法をもっと早く決めるべきであった。入居者がいないと言えども県には管理する責任があり、管理するためにはコストも必要である。さらに、現場を見る限り十分な管理を行っていたとは言えず、不測の事故等が発生する恐れもあった。早急な処分の実行が必要であるが、処分が決定するまでの期間は、定期的な除草、雪下し、崩落物の撤去・解体など基本的な環境維持作業を行う必要がある。

### (8) 湯城寮（1棟）

公舎管理者	出納局長（人事課長）
所在地	湯沢市愛宕町
建築年	昭和55年
構造・間取り	RC構造2階建
公舎料（月）	用途廃止されており、公舎として使用されていない。

現況											
	当公舎は、湯沢愛宕公舎の前の小道を抜けて先の奥まった場所に位置している。外観上は、著しく朽ちているという状況ではなく、また、管理状況も相応の状況。										
入居状況	過去 5 年間の入居率推移は以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H19/3</th> <th>H20/3</th> <th>H21/3</th> <th>H22/</th> <th>H23/3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 0%</td> <td>0. 0%</td> <td>0. 0%</td> <td>0. 0%</td> <td>0. 0%</td> </tr> </tbody> </table>	H19/3	H20/3	H21/3	H22/	H23/3	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%
H19/3	H20/3	H21/3	H22/	H23/3							
0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%	0. 0%							
利活用等の方針	平成 11 年度に廃止済である。現在具体的な処分計画はない状況。										

#### 【指摘事項】

(早急な処分の必要性について)

長期間未利用の物件である。管理責任は県にあり、管理のためにもコストが発生する。未利用財産と認識し、県有財産利活用推進会議における検討対象にすべきである。県において他に転用見込がない場合は、早期に処分すべきである。未利用の状況のままだと、近隣住人の苦情及びトラブルの元になる可能性もあるので売却・解体について早期に意思決定すべきである。

#### (9) 湯沢愛宕公舎（単身公舎、世帯公舎）(2 棟)

公舎管理者	出納局長（雄勝地域振興局長）
所在地	湯沢市愛宕町
建築年	(単身公舎) 平成 8 年 (世帯公舎) 平成 10 年
構造・間取り	RC 構造 3 階建・1K (単身公舎)、3LDK (世帯公舎)
公舎料 (月)	(単身公舎) 6,990 円 (世帯公舎) 20,064 円

現況	<p>(単身公舎)</p>  <p>(世帯公舎)</p>  <p>当公舎は、国道 13 号線沿線に位置し、また、世帯公舎は広い駐車のための敷地を有している。なお、当該区域には、北側から湯沢愛宕世帯公舎、愛宕町共済（公舎管理者：警察本部長）、湯沢愛宕単身公舎、湯城寮の 4 棟が連なっている。当該 2 棟については、比較的新しく外観上の問題はなく、また、管理状況も問題はなかった。</p>																				
入居状況	<p>過去 5 年間の入居率推移は以下のとおりである。</p> <p>(単身公舎)</p> <table border="1" data-bbox="504 1035 1339 1136"> <thead> <tr> <th>H19/3</th><th>H20/3</th><th>H21/3</th><th>H22/3</th><th>H23/3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>86. 1%</td><td>77. 8%</td><td>77. 8%</td><td>72. 2%</td><td>66. 7%</td></tr> </tbody> </table> <p>(世帯公舎)</p> <table border="1" data-bbox="504 1170 1339 1271"> <thead> <tr> <th>H19/3</th><th>H20/3</th><th>H21/3</th><th>H22/3</th><th>H23/3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100. 0%</td><td>87. 5%</td><td>85. 0%</td><td>83. 3%</td><td>66. 7%</td></tr> </tbody> </table> <p>単身公舎、世帯公舎とも入居率が低下傾向にある。なお、警察本部長が公舎管理者である愛宕町共済の平成 23 年 3 月の入居率は 100% である。</p>	H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3	86. 1%	77. 8%	77. 8%	72. 2%	66. 7%	H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3	100. 0%	87. 5%	85. 0%	83. 3%	66. 7%
H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3																	
86. 1%	77. 8%	77. 8%	72. 2%	66. 7%																	
H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3																	
100. 0%	87. 5%	85. 0%	83. 3%	66. 7%																	
利活用等の方針	今後も同様に入居者が見込まれるので継続して保有していく。																				

### 【指摘事項】

(入居率低下の分析の必要性と今後の対応について)

高陽青柳公舎（1 号、2 号）でも記載したとおり、低利用でも入居者が見込まれるから存続するという考え方には有効活用の観点から問題がある。入居率低下の原因を適切に把握し、入居率向上のための対応をとるべきである。この公舎も入居率が減少の傾向にあるが、これが需要の減であり今後も需要の回復が見込めないのであれば、統廃合も視野に入れた検討が必要である。

(10) 教育庁 61 (1棟)

公舎管理者	教育長										
所在地	秋田市仁井田緑町										
建築年	昭和 62 年										
構造・間取り	RC 構造 4 階建・3K										
公舎料（月）	11,426 円										
現況	 <p>当公舎は、国道 13 号線から少し入ったところに立地しており、すぐ裏手には秋田南高等学校がある。秋田県庁からは車で 10 分程度の場所であるが、それ以外の交通手段による利便性はあまりよくない。外観上の問題はなく、また、管理状況も特段問題はなかった。</p>										
入居状況	<p>過去 5 年間の入居率推移は以下のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H19/3</th> <th>H20/3</th> <th>H21/3</th> <th>H22/3</th> <th>H23/3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>87.5%</td> <td>68.7%</td> <td>56.2%</td> <td>56.2%</td> <td>62.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>秋田県庁から、やや離れておりそれが入居率の低迷につながっていると考えられる。また、すぐ近くに秋田南高等学校があるが、当該高等学校の教員は、当該公舎に 1 名しか入居していない（視察日現在）。</p>	H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3	87.5%	68.7%	56.2%	56.2%	62.5%
H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3							
87.5%	68.7%	56.2%	56.2%	62.5%							
利活用等の方針	今後も同様に入居者が見込まれるので継続して保有していく。										

**【指摘事項】**

(入居率低下の分析の必要性と今後の対応について)

現状の入居率は低いと言わざるを得ない。低利用でも入居者が見込まれるから存続するという考え方には効活用の観点から問題があることは既に述べたとおりである。近くにある秋田南高等学校の教職員は 1 名しか入居しておらず、同校の教職員のうち 12 名が民間のアパート・マンションに居住している（平成 24 年 1 月末現在）。低家賃にも関わらず民間アパート・マンションに入居し

ている理由を適切に把握し、入居率向上のための対応をとるべきである。

(1 1) 宮崎待機 (1 棟)

公舎管理者	警察本部長（大仙警察署長）										
所在地	美郷町野中										
建築年	昭和 47 年（平成 17 年修繕実施）										
構造・間取り	RC 構造 2 階建・2DK										
公舎料（月）	6,850 円										
現況											
	当公舎は、県道 12 号花巻大曲線から少し入ったところに立地しており、周辺に農地等であり静かな環境である。平成 17 年度に約 60 百万円の費用をかけて大規模修繕が行われており、室内は非常にきれいな状態である。なお、管理状況については特段問題なかった。										
入居状況	過去 5 年間の入居率推移は以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="504 1336 1341 1426"><tr><td>H19/3</td><td>H20/3</td><td>H21/3</td><td>H22/3</td><td>H23/3</td></tr><tr><td>33.3%</td><td>83.3%</td><td>91.7%</td><td>75.0%</td><td>33.3%</td></tr></table> <p>平成 22 年 3 月までは、美郷交番に交通機動隊が配置されていたが、組織編成により現在はなくなったため、入居率が大幅に低下している。なお、平成 19 年 3 月時点で入居率 33.3%となっているが、当時、交通機動隊は存在していたものの、通勤に便利な大仙市内の宿舎に転居するものが多かったため、低い率となっている。</p>	H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3	33.3%	83.3%	91.7%	75.0%	33.3%
H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3							
33.3%	83.3%	91.7%	75.0%	33.3%							
利活用等の方針	服務規程により勤務地に居住しなければならない関係上、今後も継続して保有していく。										

【指摘事項】

(適切な設備投資について)

交通機動隊があった場合でも最大入居率は 9 割程度である。そもそも必要な

戸数を超えるものであったのではないか。公舎建設時には適切な需要予測によりこれを行う必要がある。

警察の待機宿舎であり必要な建物であることを理解したとしても 33%の入居率は低すぎると言わざるをえず、必要だからといって低入居率のままでよいことにも問題がある。特に平成 17 年度に大規模修繕が行われているのであれば、この投資＝県民の税金が無駄に使われているということになるのではないか。警察の業務上、この場所に必ず必要な公舎であるというのであれば、この公舎に知事部局、教育庁等警察職員以外の職員の入居も認め、他の空いた公舎を他の用途に利用又は処分する等の対応を行うべきである。

#### (12) 三千刈共済 (1棟)

公舎管理者	警察本部長（能代警察署長）
所在地	能代市二ツ井町
建築年	昭和 61 年
構造・間取り	RC 構造 2 階建・3DK
公舎料（月）	8,549 円
現況	  
	<p>当公舎は、二ツ井駅から車で 5 分程度の場所に立地している。能代警察署において交通機動隊がなくなって以降、入居者はいない状況。外観については、元々は白色の外壁であったが、現状は黒ずんでいる。室内は比較的きれいな状態である。</p>

入居状況	過 5 年間の入居率推移は以下のとおりである。				
	H19/3 100.0%	H20/3 100.0%	H21/3 25.0%	H22/3 0.0%	H23/3 0.0%
平成 22 年 3 月までは、能代警察署に交通機動隊があつたが、組織編成により現在はなくなつたため、直近 2 年程度は入居者が 0 の状況。					
利活用等の方針	今後の入居見込がないので、売却・解体に向けた検討を行う。				

### 【指摘事項】

(早期処分の必要性について)

今後の使用見込や他に転用見込がない場合は、早期に処分すべきである。入居者がいない状況のままであれば、近隣住人の苦情及びトラブルの元になる可能性もある。特にこの公舎のように立地条件が良く、建物の状態もよい物件であれば売却に向けて早期に意思決定すべきである。

### (13) 下野家後待機 (1 棟)

公舎管理者	警察本部長 (能代警察署長)
所在地	能代市二ツ井町
建築年	昭和 47 年
構造・間取り	RC 構造 2 階建・2DK
公舎料 (月)	5,290 円
現況	

	 <p>当公舎は、ニッセイ駅から車で5分程度の場所に立地している。外観上は特に問題はないが、使用されていない部屋については掃除がなされてなく、ほこりなどが溜まっていた。</p>										
入居状況	<p>過去5年間の入居率推移は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="504 819 1341 916"> <thead> <tr> <th>H19/3</th><th>H20/3</th><th>H21/3</th><th>H22/3</th><th>H23/3</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75.0%</td><td>66.0%</td><td>66.0%</td><td>66.0%</td><td>41.7%</td></tr> </tbody> </table> <p>警察の公舎にしては入居率が低位である。また、交通機動隊がなくなった影響もあって平成23年3月は入居率が50%を下回った。</p>	H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3	75.0%	66.0%	66.0%	66.0%	41.7%
H19/3	H20/3	H21/3	H22/3	H23/3							
75.0%	66.0%	66.0%	66.0%	41.7%							
利活用等の方針	今後、入居率が伸びる見込はない。しかし、服務規程により勤務地に居住しなければならない関係上、今後も継続して保有していく。										

### 【指摘事項】

(適切な設備投資について)

交通機動隊があった場合でも最大入居率は75%程度であった。指摘内容は宮崎待機と同様である。

## 6. 重要物品

### (1) 重要物品の概要

平成22年度末において「備品」全体と「重要物品」を比較してみることにする。(表3-6-1)で明らかなように、件数の割合で見れば「備品」の件数は198,903件で、うち「重要物品」は2,860件と全体の約1.4%に過ぎない。しかし、合計金額で比較した場合、備品全体の金額66,533,572千円のうち、件数では約1.4%に過ぎなかった重要物品の金額が39,303,336千円と約6割を占めているという事実が浮かび上がってくる。このことは、県の「物品」に対する支出金額の半数以上が「重要物品」の取得に振り向けられていることを示している。このことから、「重要物品」について有効活用の調査を行うことは、そのまま、県の「物品」全体の有効活用についても意義のある調査にもなると

いうことがわかる。

(表 3-6-1) 備品と重要物品の比較

(単位: 件、千円)

	備品		うち重要物品		重要物品割合	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H21 年度	203, 917	68, 638, 009	2, 929	39, 810, 734	1. 43%	58. 00%
H22 年度	198, 903	66, 533, 572	2, 860	39, 303, 336	1. 43%	59. 07%

## (2) 検討の視点

重要物品が有効活用されているかについては、特に「管理状況」と「利用度」の 2 つの視点から検討することにした。

「管理状況」の視点とは、重要物品の存在の有無、用途、利用頻度、取得時期等の情報を、適時適切に把握しているかどうかを検討することである。重要物品を有効活用するためには、重要物品に関する情報を把握していることが必要である。

また、「利用度」の視点とは、重要物品の実際の利用頻度について検討を行うことである。折角購入しても、利用度が低ければ有効活用されていないということになる。この視点については、単に利用回数のみならず、そのような利用度になっている背景や、それを取得した事情などについても留意した。

「管理状況」については、重要物品を所管する課所に管理方法についてのアンケートを実施した。また、「利用度」については、重要物品の管理リストを利用し算定した増減額を検討し、増減額の大きかったものについて各課所へ確認を行うとともに、重要物品を多数所管する 5 施設に赴いて、現地視察を実施した。なお、現地視察を行った施設については「管理状況」についても担当者にヒアリングを実施している。

## (3) アンケートの実施について

### ① 実施内容

アンケートは物品の管理状況について調査するため、重要物品を所管する課所に対して実施した。質問の意図は以下のとおりである。また、実施した質問の内容は（表 3-6-2）に記載のとおりである。

Q1 物品管理の基礎は、各課所の管理下にある物品の状況の把握である。そのため、照合確認（棚卸調査）の実施状況について質問した。

Q2 物品管理といつても、物品の種類や性質は多岐にわたり、その形態もさまざまであるため、場合によっては、それぞれに固有の管理ルールをも

つことが有効利用の基礎となり得る。そのため、特別な規程の有無について質問した。

- Q3 物品は、単に利用すればよいのではなく、維持管理するコスト（費用）と利用から得られるベネフィット（利益）を比較する必要がある。そのため、どの時点で利用を停止するかという判断は重要であり、これをどのように認識しているのか、また、このような判断に意識を向けているかを確認するために、利用停止基準について質問した。
- Q4 ある課所で物品の利用を停止した場合でも、他の課所では利用価値が残っている場合がある。これらを所管換して利用を継続することも有効活用の一環と考えられるため、未利用の物品が発生した場合の対応について質問した。
- Q5 有効活用の前提として、取得時に漫然と物品の購入が行われているといった対応になっていないか。また、Q4 で示した所管換えの意識が調達側でも存在しているかを確認するため、質問をした。

(表 3-6-2) アンケートの質問内容

Q1. 重要物品の照合確認について

- ① 重要物品について定期的に照合確認（実地棚卸）は実施していますか。
- ② 実施している場合、どれくらいの頻度で行っていますか。
- ③ 実施した結果、物品管理台帳と差異があった場合、どのような対応をしていますか。

Q2. 重要物品の管理規程等について

- ① 貴所属所掌の重要物品を管理するための特別な規程（条例、規則、要綱・要領等）又はマニュアル等は存在しますか。（財務規則は除きます。）
- ② ある場合は、規程名等をご記入下さい。

Q3. 重要物品の利用停止の基準について

重要物品の利用を停止（処分）するときの基準についてお教えてください。（所有している財産について、車両と車両以外に分けてご回答ください。例えば、車両のみを所有している場合は、車両についてのみご回答ください。）

Q4. 未利用物品が発生した時の対応について

使用しなくなった重要物品が発生した場合、貴所属でとられている対応を具体的にお教え下さい。(所有している財産について車両と車両以外に分けてご回答ください。例えば、車両のみを所有している場合は、車両についてのみご回答ください。)

Q5. 重要物品の調達方法について

必要な重要物品が発生した場合、貴所属でとられている対応を具体的にお教え下さい。(車両と車両以外に分けてご回答ください。)

② 実施結果と考察

ア. 回収状況

アンケートの実施時期、依頼先数および回答数は、(表 3-6-3) のとおりであった。回収率は 93.5%である。そのため、調査の網羅性については特に大きな問題はなく、調査結果は県全体の状況を反映していると考えることができる。

(表 3-6-3) アンケート実施時期、依頼先数と回答数

実施時期	平成 23 年 11 月
依頼件数	185
回答数	173
回収率	93.5%

イ. 質問ごとの回答と考察

Q1 は、重要物品の現物と管理簿の照合確認の実施状況に関する質問である。秋田県財務規則および関連規程、マニュアル等には、物品の照合確認の実施に関する規定は存在していない。そのため、「照合確認を実施している」との回答は、自発的に行っていると捉えられ、「照合確認を実施していない」との回答があったとしても、規定に違反しているということではない。

(表 3-6-4) のとおり、回答 173 先中、93%に当たる 161 先が照合確認を「定期的に実施している」との回答であった。また、照合確認を「実施していない」と回答した課所のうち「該当するごく少数の重要物品が、毎日利用しているシステム（またはバスなどの車両）のため、特に照合確認を実施する実務上の必要性が認められず、実施していない」という

課所が 7 先であった。

これらの回答から、照合確認は制度化されていないものの、ほとんどどの課所で実施されていることがうかがえる。これは、物品の現物管理が管理簿により適切に実施されていることを示していると考えられる。

Q 2 は、管理のための特別な規程の有無についての質問であるが、「ある」という回答が 17 先あった。「ある」場合に記載された規程名を確認するに、「感染症患者搬送車取扱要綱」(平鹿地域振興局福祉環境部)など、各課所の所有する重要物品を十分に活用するための規程等であることがうかがわれた。

(表 3-6-4) アンケート結果 Q 1、Q 2

問	内容	回答	
Q 1	照合確認	実施している	161
		実施していない	12
Q 2	管理のための 特別な規程の有無	ある	17
		ない	156

Q 3 は、利用停止基準についての質問であるが、ほとんどが「老朽化により使用に耐えなくなったとき」や「使用不能」「修繕費が修理後の財産価値を上回るとき」といった回答であった。ただし、一部の車両については、「14 年経過かつ走行距離 20 万 km 以上」(ゆり養護学校ほか)といった明確な数値基準があった。この回答からわからることは、「老朽化」「陳腐化」など、利用停止基準は担当者の判断によるところが多いということである。ここで、一般に行政サービスは、企業と違うため、費用対効果を数値化するという概念がない。そのため、利用停止の判断は全般的に遅くなる傾向のようである。すると、「維持管理費用」が「利用によって生み出される効果」を上回ってしまう事象が生じることが懸念される。例えば、ほとんど使用しなくなった機械装置がそのままにされ、法定点検に係る費用など義務的に支出しなければならない経費が毎年支出されるケースなどである。この場合は、メンテナンス費用だけでなく、その装置が設置してあるスペースが他の用途に利用できないことも機会費用というコストにもなりうることに留意されたい。

Q 4 は、未利用物品の発生時の対応であるが、物品が各課所での役割を終えたとしてもさらなる活用の場を検討するような対応が採られ

ているかどうかを確認するための質問である。すると、回答中、「財産活用課へ所管換」「必要とする公所へ所管換」「利用希望の確認」等、次の利用先を模索するような回答が93先と5割を超えていた。府内には、情報活用支援システムが整備され、全ての職員がアクセスできる掲示板には、不要になった物品の情報が寄せられるようになっており、アンケートの回答からは、このような情報が有効に活用されていることがうかがえる。ただし、このシステムでは不要になった時点での情報を取ることは容易であるが、過去に寄せられた不用品情報を検索することは容易ではなく、有効活用のためにはもう一段の工夫が望まれる。なお、アンケートの回答が寄せられた課所には専門性が高く、他の場所では再利用できない物品を扱っている課所も含まれており、こうした課所の物品はそもそも「所管換」による利用が難しいことから回答がないことが予想された。それでも次の利用先を模索するような回答が5割を超えたということは、県職員が重要物品を再利用し、有効活用しようとする意識が高いことを示しているといえる。

Q5は、調達に関する質問であるが、その調達方法について、漫然と物品の購入が行われていたことがうかがわれるような回答はなかった。また、必要な物品について所管換により対応ができるかどうかを検討するといった、有効活用に前向きな回答は49先あり、中には「これまで要望していたジープ車は、本課経由で情報収集した結果、他公所から譲受した」（北部家畜保健衛生所）といった実績の報告もあった。

今回のアンケートは、質問をシンプルにすることを心掛けた結果、質問の趣旨がわかりにくく、回答の内容にばらつきがあったことは確かであるが、アンケートの回答を見る限り、所管換による再利用を積極的に実施することによる有効利用の意識は府内全体に広まっているとの印象を受けている。

#### (4) 重要物品増減の分析について

##### ① 増減分析の意義

平成22年度重要物品内訳表を利用して、重要物品の増減について分析を実施した。重要物品の動きを、金額や数量などの数値を用いて分析すると、重要物品を多数管理する課所が明らかになるだけでなく、以下のようなことが検出できる可能性がある。

- ア. ある年度に、物品の金額が急激に増加して、その後すぐに急激に減少した場合には、結果的に有効に活用できない物品を購入し、処分してしまったという意思決定の誤りが検出される可能性がある。
- イ. 多額の重要物品の減少があった場合には、利用価値が残ったままの処分や、売却価値が残っているにもかかわらず、安易に廃棄されているケースが見つかる可能性がある。
- ウ. 同じ中分類の備品の取得において、従前と比べて、取得価額の単価が高い（算定式：増加金額÷増加件数）場合には、異常な理由による取得が見つかる可能性がある。

上記のような目的のために増減分析を実施した結果、（表 3-6-5）に記載した課所において、相対的に多額な増減が検出されたので、各課が提出した監査委員の監査資料からその内容について把握を行い、また、当該資料からは増減の理由が判らない場合には、その理由について質問を実施した。

（表 3-6-5）質問の対象とした部署

障害福祉課、健康推進課、運転免許センター、産業技術センター、畜産振興課
-------------------------------------

## ② 主な増減内容

平成 22 年度の主な増減の内容は（表 3-6-6）に記載したとおりである。

（表 3-6-6）

担当課	増減の状況	増減の内容
障害福祉課	情報処理・OA機器類が 269 百万円増加するとともに、前期末までの残高と合わせた 291 百万円が減少している	県が設立した地方独立行政法人秋田県立療育機構が使用する財務会計システム等の取得による増 同システム等及び既存の生体情報モニタシステムの同法人への譲与による減
健康推進課	医療用装置機器類、自動車類が合わせて 91 百万円の増加。同年度中に 219 百万	昭和 61 年～平成 14 年に取得した検査機器の棄却と一部代替品の購入

	円の減少	平成 7 年取得の結核検診車と胃部検診車の 2 台の棄却と胃部検診車 1 台の購入
環境管理課	情報処理・OA機器が 112 百万円減少	平成 12 年取得の環境情報システムの棄却
水田総合利用課	農産機器類が 37 百万円減少	平成 12 年取得の貯蔵用器具の棄却
建設管理課	書籍類が 60 百万円減少	平成 2 年と平成 12 年に取得した土木工事の積算システム等の処分
運転免許センター	旧運転管理課の事務用機器器具類及び試験実験・分析・検査機器類が合わせて 89 百万円減少	平成 13 年に運転管理課と運転免許課を統合して運転免許センターを新設した際に所管換を行ったが、既に廃止された所属のデータが重複して残っていたため、平成 22 年度に削除したもの
	旧運転免許課の自動車類が 42 百万減少	
産業技術センター	試験・実験・分析・検査機器類、工作機械装置を中心に 149 百万円の増加	平面研削盤等の購入
花き種苗センター	冷暖房機械器具類及び農産機器類が合わせて 48 百万円の減少	平成 22 年の建物の改修時に、平成 9 年取得の氷蔵庫と育苗用機器を建物従物として公有財産へ変更編入替したことによる減少
図書館	書籍類が 2 件で 29 百万円の増加	マイクロフィルムの購入
米内沢高校	情報処理・OA機器類および試験実験分析検査機器類が 22 百万円減少	平成 10 年取得の電子計算組織の廃棄
鷹巣農林高校	試験実験分析検査機器類および農産機器類が合わせて 21 百万円減少し、残高ゼロに	昭和 63 年～平成 6 年取得の自動灌水装置等の棄却
湯沢商工高校	事務用機械器具類が 15 百万円減少し、残高ゼロに	平成 6 年取得の図表・図化機の棄却

### 【指摘事項】

(重要物品のデータ管理について)

警察本部運転管理課と警察本部運転免許課を統合して運転免許センターを新設した際に、同センターに移管されたシステム上の備品データについて、移管元であったこれら2課のデータが抹消されずそのまま残され、その後およそ10年間放置されていたことはデータ管理上問題がある。このケースは、組織統合に伴い廃止された組織に、重要物品の記録だけが残存し、新設された部門と合わせて、同じ重要物品が二重に計上され続けていたという事例である。先のアンケートにおいて、物品現物と備品リストが定期的に照合確認されていることであったが、このケースのように、システム上に既に廃止された組織が残存し、そこに重要物品が登録されていたとしたら、現在の管理手法では、誰もチェックを行うことがないのである。このことは、「県全体」の重要物品管理において、るべき手続が不足していることを示しており、個別の課所単位の管理だけではなく、県全体としての重要物品管理を行う部門横断的な手続の策定が必要である。

具体的には、課所における重要物品の登録を管理する手続を明確化することや、重要物品のリストと各所の現物照合の報告を全庁的に取りまとめるような手続を策定すること、システム上の課所登録のメンテナンスをしかるべき部門が担当すること等が必要と考えられる。

管理を行うために作成されているリストに、存在しない物品が計上されていることは、物品がないにも関わらず物品が存在しているということになり、県有財産の有効利用の基礎を揺るがしかねない問題にも発展しかねないことを認識されたい。

### (5) 現場視察

「管理状況」及び「利用度」の調査においては、上述したような書類をもとにした質問や調査だけでは、詳細な管理方法や正確な利用度及びその背景などの情報が収集できない。そのため、実際に現地に赴いて重要物品の現物を確認・観察し、担当者に話を伺うことが調査に有用と判断し、以下のように現場視察を実施した。

現地視察実施日	平成 23 年 12 月 12 日、13 日
視察場所（県の担当部署）	
秋田ふるさと村（観光課）	秋田県立近代美術館（生涯学習課）
	
秋田県総合保健事業団（健康推進課）	秋田県立図書館※
	
産業技術センター	
	

※ 秋田県立図書館に対する指摘事項、意見は検出されていないため、下記では記載を省略している。

① 秋田ふるさと村（観光課）

## ア. 施設の概要

秋田ふるさと村は、横手市に位置し、秋田の美術、工芸、味覚など秋田にこだわった文化を保存・継承し、新たな文化の創造に資する「郷土文化の拠点」、秋田の優れた観光の情報や物産の提供を狙いとした「新たな観光の拠点」として建設され、平成6年に開館した施設である。施設の運営は指定管理者である「(株) 秋田ふるさと村」が行っている。

## イ. 現地視察の方法

物品管理上のリストである「備品原簿一覧表」上で、秋田ふるさと村で利用されている重要物品の件数は20件であった。そのため、その全てについて現物確認と、利用状況のヒアリングを実施した。

## ウ. 発見事項

- かまくらシアター（プラネタリウム）に設置してある70mm全天周映写装置と昇降装置（平成6年度に設置、取得価額77百万円）は、コンテンツの人気がないことから平成12年より使用していない。また、この設備を利用して上映するオリジナルの映像ソフトも、機器と同様に使用していない。
- かまくらシアターに設置してあるフルカラーレーザースキャナ（取得価額48百万円）は、平成16年ごろ不具合が生じたが、外国製であり日本に技術者がいないことから修理費用が高額となるため修理できず使用していない（実稼働3年）。



フルカラーレーザースキャナ  
(平成13年度取得)

- ふるさと広場及び工芸展示館にある映像機器（ビデオプロジェクタ

—4台、67インチスクリーン3台、AVマトリックススイッチャー 取得価額合計19百万円)が約8年前に故障したが、その際にメーカーに確認したところ修理が出来ないとこのことで使用していない。同時にこの工芸展示館にある映像機器を利用して上映する映像ソフトも使用していない。

- ドーム劇場にある映画映写機(取得価額38百万円)は、旧式で使用できるソフトが限られていることからドーム劇場で映画を上映する事業者等がない。また、(株)秋田ふるさと村自体も近隣に映画館があり集客が見込めないことから映画を上映しておらず平成21年1月以来、稼働実績がない。



映画映写機（平成8年取得）

- 工芸展示館に設置していたAVMシステム(21インチモニター11台、スピーカー10台等 取得価額17百万円)は、平成19年頃からモニターに不具合が出始め、平成21年頃にはすべてのモニターが映らなくなってしまった。メーカーに確認したところ修理が出来ないとこのことで使用していない。また、この設備を利用して上映するオリジナルの映像ソフトも、機器と同様に使用していない。
- 屋外のわんぱく広場に設置した木製すべり台付タワーなどの遊具は、老朽化により過年度に撤去したが、台帳(備品原簿一覧表)上には記載したままである。
- 備品原簿一覧表は、設備の購入要求ごとに1件の登録とされているため、種類の異なる複数の機器が1件の項目として記載されている。

(例　かまくらシアターの投影装置として、インフィニウムα型、70mm 全天周映写装置、昇降装置等が、あわせて1件として記載している。)

#### 【指摘事項】

##### (a) 不使用又は故障した重要物品について

「かまくらシアター」、「ふるさと広場」及び「工芸展示館」に設置してある映像機器は、コンテンツの人気がなく採算が合わない、外国製のため修理費用が高額である、レーザーディスクという旧式の設備であるなどの理由で、不使用又は故障のままという状態がここ数年続いている。この状態は、当該県有財産は不要と判断していたものの、その後処分等の処理を行っていなかったものである。ここで、(表3-6-7)に記載した平成10年度以降のふるさと村の入場者数の推移を確認すると、これらの映像機器が故障した後の入場者が急激に落ちているわけではなく、これらの設備の故障が入場者数の減少の原因となっているとは考えにくい。故障により修繕できないものは処分し、故障又は故障していないなくても不要と判断したものは売却や所管換をして有効利用ができたはずである。なお、映像機器に付随する映像ソフトの中には、郷土資料として貴重な映像が含まれると聞く。映像ソフトについては他の施設において積極的な活用を行うべきであろう。物品は時間が経過するに従って価値が低下する。早急に、上記物品を処分するという方法も含めこれら重要物品を最も有効に活用できる方法を選択すべきである。

(表3-6-7) 秋田ふるさと村の入場者の推移

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
入村者数（千人）	247	653	672	682	748	733	729
対前年比（%）	86.2	264.1	102.9	101.4	109.7	97.9	99.5
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
入村者数（千人）	752	706	729	720	696	692	
対前年比（%）	103.2	93.8	103.3	98.8	96.7	99.4	

※平成10年度から平成11年度に入場者数が大幅に増加している。入村料の無料化及び大規模な施設のリニューアル（ワンドーキャッスルにトリックアートを導入等）を実施したためと分析されている。

処分等の遅延理由については、県財政が厳しいなか、演出効果の向上等を目的として付加価値的に設置したものは修繕を後回しにしたり、指定管理者の運営に任せるという姿勢に起因するものと思われる。もし、現在の制度の運用に、こうしたデメリットが潜んであるのであれば、県有財産のさらなる有効利用のために知恵を絞った運用を実施することが望まれる。

#### (b) 重要物品の管理区分について

備品の適切な管理のために、システム上、備品は購入要求ごとではなく、管理単位ごとに1件の登録とすべきである。これにより、現在のように利用中の物品と利用していない物品が一つの項目の中に混在する状況がなくなり、実際の管理の区分と原簿の区分が一致するため、有効利用に資すると考えられる。現状でもシステム上、各課所で購入外登録という機能を利用して修正することが可能とのことであり、早急に対応すべきである。

### ② 秋田県立近代美術館

#### ア. 施設の概要

秋田県立近代美術館（以下この項で「近代美術館」という。）は、平成6年に横手市の「秋田ふるさと村」内に開館した。当施設は、秋田県にゆかりのある優れた美術作品の収集、保管及び展示を行うとともに、特別展を開催している。美術作品には、取得価額3百万円以上のものが多数あるため、近代美術館は重要物品を多数所有する施設である。

#### イ. 現地視察の方法

近代美術館が管理している重要物品は、501件と多数である。そのため、そのうち監査資料の重要物品調の各ページの最初に記載してある22件について、現物確認を実施した。また、美術品の全体的な利用状況について、ヒアリングを実施した。



(洋画の所蔵庫の様子)

#### ウ. 発見事項

- ・ 現物確認の結果、問題は検出されなかった。抽出した重要物品の中には、貸出中の美術品もあったが、それぞれ契約書を閲覧することで所在を確認した。
- ・ 美術品個々の状態についても、写真付きの管理簿を使用して管理していた。
- ・ ヒアリングの結果、他県の施設等で指摘のある「購入した美術品で一度も展示されていないもの」はないとのことであった。
- ・ 来館者が直接手を触れることが可能な作品を配置するなど、展示方法にも工夫がみられた。



(野口裕史 「天空伝説『風韻』」  
(平成 22 年度取得 480 万円))

- 図書資料である美術関連図書（重要物品には該当しない）を一般来館者にも閲覧可能としているが、利用者は1日1人程度と利用度が低い。

### 【意見】

(美術品等の有効活用について)

所蔵する美術品の点数は、現在約2,000点との説明であった。美術館はこれらを、館内外の彫刻展示、年4回のコレクション展、年2回の企画展で年間約300点を展示する他、学校等を会場とした出前美術館や県立図書館特別展示室のネットワーク事業等の館外事業でさらに年間約100点の所蔵品を公開しているが、全所蔵品がひととおり展示されるには、単純計算で5年程を要することになる。また、現在保有している美術品は、原則として処分を行うものではないことから所蔵品は増加する方向である。これは、県民の目に触れない美術品の点数が増加するということである。

美術品を保存し後世に伝えるという美術館の使命から、展示が唯一の美術品という県有財産の有効活用ではないとの考え方もあるのであろうが、展示されることが県有財産である美術品の有効活用であるとの前提に立ち、更なる積極的な貸出等による展示の機会を拡大することも検討すべきである。

なお、重要物品には該当しないが美術関連図書について、美術館では来館者の利用しやすい5階ハイビジョンギャラリー及び中央ホール、7階キッズルーム等にライブラリーコーナーや書棚を設け、自由に美術関連図書に触れられるよう対策を講じているところである。しかし、これらとは別に設けられている図書資料室については、せっかく閲覧可能とした美術関連図書の利用度が低いことを指摘せざるを得ない。本来学芸員が利用することを目的にするものということではあるが、閲覧可能な美術関連図書があること、調査研究に使用するのであればそれらの利用が可能であることをよりいっそう周知すべきであろう。来館者の目に触れるような積極的な展示を行う等利用の促進に向けた方策を講ずるべきである。

### ③ 検診車（健康推進課）

#### ア. 施設の概要

県は、県民が安価で容易に各種検診を受けられる環境を整備すること

を目的として検診車を 35 台所有し、それらのうち 34 台を財団法人秋田県総合保健事業団に、1 台を秋田県厚生農業組合連合会に貸し付けて稼働させている。

今回は、財団法人秋田県総合保健事業団に貸し付けている検診車のうち、視察当日に同事業団の駐車場にあった 2 台（さわやか 1 号とさくら 1 号）を視察するとともに、担当者へのヒアリングを実施した。

#### イ. 現地視察の方法

視察は 2 台について現物確認と、利用状況のヒアリングを実施した。



検診車 「さくら 1 号」 内部  
(平成 15 年度取得 57 百万円)

#### ウ. 発見事項

現物確認の結果、特に異常な点は検出されなかった。平成 22 年度の検診車の稼働日数は、年 68～214 日（平均 148 日）である。検診の種類、検診車の形状や、雪の多い冬季は稼働日数が減少することを踏まえれば、稼働日数が低いとまでは言えないであろう。

#### 【意見】

(県有財産有効活用策の波及について)

検診車は特殊な車両である。ある程度使用年数が経過すると、日本国内では種々の法令、規制があるためメンテナンス等の費用がかさみ買い換えを行うことが合理的な場合がある。しかし、機能として使用可能である車両であれば、規制がゆるやかな国外で使用するニーズがある場合もある。そのような場合は、無償であっても国外に譲渡したほうが財産の有効活用の観点から有意義である。県は、平成 17 年に 10 年から 20 年近く使用した廃車予定の検診車 3 台を、矢島モンゴル親善協会を通じ

て、モンゴルの国営ウランバートル鉄道病院に寄贈したという実績がある。このように、秋田県と諸外国との関係を良好にする手立ての一つとなるのであれば、有効活用の手段であることは間違いない、他の県有財産についても有効活用の方法として一つのヒントを与えるものである。有効な活用方法として他にも利用することを期待したい。

#### ④ 産業技術センター

##### ア. 施設の概要

産業技術センター（以下この項で「センター」という。）は、秋田県産業の活性化と持続的な発展を目指し、研究業務のほか、技術相談、共同研究、受託研究、人材育成、設備利用などを通じ、県内企業のための様々な活動を行っている機関である。

##### イ. 現地視察の方法

センターが管理している重要物品は、平成 22 年度末現在 322 件であるため、そのうち 25 件を無作為に抽出し、現物確認（25 中 1 件は当年度に処分されたため、設備・機器処分理由書を閲覧するに留めた。実際の現物確認は 24 件である。）と、利用状況のヒアリングを実施した。



高精度 3 次元プロッターシステム  
(平成 21 年度取得 24 百万円)

##### ウ. 発見事項

24 件の現物確認の結果、問題は検出されなかった。管理リストには稼働状況（年に何日利用したか）を記載したり、各物品に供用開始月をシールにして貼り付けるなど、管理上の工夫がみられた。センター内で、

「研磨盤」や「露光装置」等を調整のうえ、積極的に別の用途に転用し有効活用しようとしていることがうかがえた。

### 【意見】

(センターにある機器の有効活用について)

センターは、県内企業を支援するために、企業の研究開発にかかる測定機器を所有している。これらの測定機器の中には使用頻度の高いものもあるが、全体としてみれば使用頻度は低い。

使用頻度の低い機器について、基本的な測定を行うものは、企業の要請に応えるために整備をしておく必要があるというのがセンターの考え方である。しかし、平均して月1回以上使用されていない機器が全体の1/3程度あり、うち半分は全く使用されていない状況となっている。

センターは研究開発用の機器の貸出を行っていることについて、機器のリストを作成しホームページに掲載しており、アクセス数は平均すると月3,000回程度あるとのことであり、県を始めとする関連機関のホームページにセンターのホームページへのリンクが貼られている。しかし、一部の関連機関のホームページにはセンターのホームページへのリンクが貼られていない等、センターの所在、機能の周知について改善の余地がある。センターの利用を促す更なる努力が必要である。